

職員

事務処理ミス等及び事件・事故が発生

対策の指示

報告

課長または  
担当課長

公立大学法人横浜市立大学における

事務処理ミス等及び事件・事故に係る報告及び公表基準

(報告の方法及び時期)

第3条

1. 課長または担当課長は、所管の業務に係る事務処理ミス等または事件・事故が発生した場合は、本学のコンプライアンス推進を所管する課の長に対して、**別記の様式**により報告を行うものとする。
2. 課長または担当課長は、事務処理ミス等または事件・事故が判明した場合、速やかに、第一報として報告を行うものとする。
3. 課長または担当課長は、判明した事務処理ミス等または事件・事故について、その対応が完了した時点で、最終報として改めて、報告を行うものとする。ただし、本学外に直接の影響を及ぼさない場合は、第一報を最終報とすることができる。
4. 課長または担当課長は、事務処理ミス等または事件・事故の対応状況に応じては、第2項の第一報から、第3項の最終報までの間、随時に続報として報告を行うものとする。

対策の指示

報告

総務部総務課コンプライアンス推進担当 Tel: 787-2040, 2135

E-mail: Compliance@yokohama-cu.ac.jp

個別または一括公表

(個別公表)

第4条

1. 公表は原則として、事案発覚後速やかに行うものとする。
2. 前項における公表は、横浜市政記者会への資料配布による記者発表及び本学ホームページへの掲載により行うものとする。

(一括公表)

第5条

1. 前条の規定にかかわらず、次に該当する事案については、本学のコンプライアンス推進を所管する課の長の判断により、原則として四半期ごとに一括して公表することができるものとする。
  - (1) 事務処理ミス等のうち、被害程度が軽微なもので、事案発生後速やかに二次被害等の防止がなされたもの。
  - (2) 事件・事故のうち、本学の管理施設等において、軽微な人的または物的被害が生じたもの。
2. 前項における公表は、本学ホームページへの掲載により行うものとする。

対策の指示

報告

副局長  
事務局長  
理事長

別記の様式 (Word版) ⇒ <https://www.yokohama-cu.ac.jp/policy/compliance.html>